

令和 8 年度 事業 計画

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

【 基本方針 】

1 水環境保全に寄与する事業の推進

当協会は、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及を図るための事業を通じて、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する。

2 公益目的事業の推進

研修事業及び浄化槽適正管理推進事業等の公益目的事業の充実に努める。

3 浄化槽の普及啓発

財政負担が少なく投資効果の発現が早く、しかも地震にも強い生活排水処理施設としての浄化槽の普及がされるよう、県民及び行政に対して、普及啓発活動を推進する。

4 合併処理浄化槽への転換の取り組み

公共用水域の水環境保全のため、既存の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進する。

5 行政機関や関係団体との連携

浄化槽の普及と適正管理の推進のため、県、市町村及び浄化槽関係団体との連携を図る。

【 事業計画 】

1 浄化槽業務従事者研修会 (県補助事業)

公益目的事業

技術革新のめざましい浄化槽の適正な施工及び維持管理を確保するため、浄化槽業務従事者及び行政担当者を対象とする新たな知識や実務上の技術習得を図る研修会を開催する。

2 浄化槽の適正管理及び普及の推進

公益目的事業

(1) 浄化槽適正管理推進事業 (県委託事業)

浄化槽の適正管理の一層の推進を図るため、法定検査未受検者指導や保守点検未実施者指導に係る県事業を受託する。

(2) 浄化槽適正管理推進事業 (県補助事業)

浄化槽設置者に対して、浄化槽の正しい使用・管理方法や浄化槽管理者としての義務法定検査制度の仕組み等についての知識の普及や意識啓発を図る。

3 浄化槽の普及・啓発及び調査研究の推進

(1) 機関誌の発行等

浄化槽に関する情報提供を行うため、機関誌「浄化槽にいがた」の定期発行(年2回)を行うほか、ホームページでの掲示を行う。

(2) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

単独転換の促進に向けて、環境省の宅地内配管工事費に対する助成制度や公共浄化槽制度などの情報提供を行い、合併処理浄化槽への転換促進を図る。

(3) 新潟県汚水処理施設整備構想に基づく浄化槽の普及促進

新潟県汚水処理施設整備構想に掲げる個別処理(浄化槽)の整備目標の達成に向けて、浄化槽整備の促進を県及び市町村に働きかける。

(4) 排水処理システム(ディスポーザ・除害施設)関連の事業化調査

浄化槽事業の技術・知識を活かせる成長分野として、排水処理システム(ディスポーザ・除害施設)関連の事業化の調査・研究を引き続き行う。

4 浄化槽システムの脱炭素化推進事業の推進

環境省(執行団体:全浄連)の補助事業である二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(浄化槽システムの脱炭素化推進事業)に係る事業申請の受付機関として、事業の周知等を通じて事業申請者の拡大に努める。

5 浄化槽管理士研修の開催

改正浄化槽法並びに新潟県及び新潟市の「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づき、浄化槽保守点検業者に義務付けられた「浄化槽管理士研修」について、研修実施団体として開催する。

6 「浄化槽設備士試験」受験対策講習会（新規）

浄化槽設備士試験の合格を目標に受験者及び予定者を対象に受験対策講習会を開催する。

7 浄化槽機能保証制度の推進

合併処理浄化槽に対する社会的信頼を確保するための重要な制度であることから、引き続き市町村等に対して制度の普及・啓発に努める。また、機能保証申立てに対しては、迅速に対応する。

8 収益事業の推進

(1) 基本財産貸付事業

基本財産（協会事務室）の新潟浄化槽管理協同組合への一部貸付を行う。

(2) 新潟浄化槽管理協同組合の事務受託

同組合の運営に関する事務を受託する。

9 関係行政機関等との連携

(1) 県との意見交換会

浄化槽の適正設置、合併処理浄化槽への転換及び適正な維持管理の徹底等について、行政側との意見交換等を行い、浄化槽の健全な普及に資する。

(2) 新潟県浄化槽法定検査管理協議会への協力

浄化槽法定検査について、協会の立場から意見・具申等を行う。

(3) 新潟県浄化槽法定検査未受検者対策連絡会議への協力

浄化槽法定検査未受検対策について、浄化槽関係団体との連携をはかり協会の立場から意見・具申等を行う。

(4) 新潟県浄化槽推進協議会等との連携

浄化槽の普及と適正管理の推進のため、新潟県浄化槽推進協議会及び指定検査機関など、浄化槽関係団体との連携を図る。

(5) 県議会等への要望

「環境に優しく、財政に優しい、かつ災害にも強い浄化槽」の整備を促進するため、県議会や市町村への要望を行う。

10 会議の開催等

(1) 協会業務を円滑に推進するため、定時総会のほか理事会、部会及び委員会を開催する。

(2) 全国浄化槽団体連合会の定時総会及び全浄連北陸地区協議会各県会長会議等に参加する。

11 その他

(1) 支部活動支援

当協会は会員によって成り立っており、会員に身近な各支部活動が基本となることから、各支部が組織的活動ができるよう支援する。

(2) 会員の表彰

功労者表彰及び優良従事者表彰等を実施する。

(3) 入会員活動

未加入の浄化槽関連事業者に対して、入会案内を行う。